

予防接種市町村間相互乗入れ業務委託契約書

長野県知事 阿部 守一（以下「甲」という）と一般社団法人長野県医師会長 竹重 王仁（以下「乙」という。）との間に、予防接種法（昭和23年法律第68号）に定める予防接種の対象者が、当該住所地市町村外においても個別接種を受けられるよう、この実施について次のとおり委託契約を締結する。この場合において、甲は、本契約の締結についての権限を甲に委任する別紙1「委託元市町村一覧表」の市町村（以下「丙」という。）の代理人として、乙は長野県医師会の会員（医師）である医療機関の管理者であって、県下市町村の行う予防接種の市町村間相互乗入れ業務（以下「業務」という。）に協力する旨を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した医師（以下「協力医師」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

なお、実施要綱について別に定めることとする。

（総則）

第1条 丙は、当該市町村に居住する者であって、他市町村にかかりつけ医がいる場合など、やむを得ない理由等により当該市町村において予防接種を実施することができない者に対して、その業務を乙に委託する。乙は、協力医師に対して、当該予防接種を依頼するものとする。

（委任状）

第2条 丙は別紙2により、本契約の締結についての権限を甲に委任するものとする。

2 協力医師は別紙3により、本契約の締結についての権限を乙に委任するものとする。

（協力医師の届出）

第3条 乙は、協力医師の氏名、協力医師が接種を実施する医療機関の名称、所在地及び取り扱う予防接種の種類を、甲を通じ丙に連絡するものとする。

（協力医師による対象者の確認）

第4条 協力医師は、当該市町村が交付した予診票及び接種希望者が持参する母子健康手帳（高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌を除く。以下同じ）並びに健康保険証等により、この契約に基づく予防接種の対象者であるか否かの確認を行うものとする。

（委託期間）

第5条 この契約の委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（委託料の単価）

第6条 それぞれの個別接種の1回ごとの接種に係る委託単価は、別表に定めるとおりとする。

（委託料の支払い）

第7条 協力医師又はその医療機関は、別に定める請求書により、丙に対して委託料の支払いの請求を行うものとする。

なお、高齢者インフルエンザ等については、医療機関窓口において、被接種者の居住市町村が定める自己負担額を受領し、それを除いた接種料金を被接種者の居住市町村に請求する。

ただし、飯田医師会管内医療機関で接種を受けたものについては飯田医師会へ、安曇野市医師会管内医療機関における安曇野市に居住する者の接種分については安曇野市医師会へ請求

書を提出する。

2 丙は、請求書を受領した日から30日以内に、協力医師又はその医療機関の指定する金融機関の口座に委託料を支払うものとする。

ただし、飯田医師会及び安曇野市医師会を経由し請求のあったものについては、各々医師会の指定する金融機関の口座に委託料を支払うものとする。

(事故報告)

第8条 協力医師又はその医療機関は、本契約に基づき実施した予防接種により事故が発生した場合、直ちに丙及び乙に報告しなければならない。

(補償等)

第9条 協力医師のこの業務に係る予防接種により事故が発生した場合、丙、乙は協議の上、速やかに事故対策等の処理を行う。

また、協力医師が当該事故によって医業上の不利益その他の損害を受けたとき、丙は、その損害を補償するものとする。ただし、当該事故が協力医師の故意又は重大な過失によって発生したと認められる場合は、この限りでない。

(信義誠実の義務)

第10条 協力医師が、この業務実施に関連して医業上の不利益その他の損害を受けるおそれがあると明らかに認められる場合、丙は、これらを防止し又は軽減するため、信義に従い適切な措置を誠実に講ずるものとする。

(予防接種健康被害調査委員会)

第11条 丙は、前2条に該当する事故後の措置に関して、丙、乙協議の上、当該市町村予防接種健康被害調査委員会を開催し、その審議に基づき、当該事故の処置を決定するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第13条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、丙、乙協議の上処理を行うものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年4月1日

(甲) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県知事 阿 部 守 一

(乙) 長野県長野市大字三輪 1 3 1 6 番地 9
一般社団法人長野県医師会
会 長 竹 重 王 仁

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、丙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務に処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、丙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために丙から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約にある業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、丙の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために丙から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに丙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、丙が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあると知ったときは、速やかに丙に報告し、丙の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 丙は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。